

平成30年1月定例農業委員会議事録

開会 1月25日(木) 午前9時

(欠席委員)伊藤委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、加藤主幹、鈴木副主幹、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから1月定例農業委員会議事録を開催します。

本日は伊藤委員より本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。現在の出席委員は農業委員が11名、農地利用最適化推進委員が9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。

4番、小河委員、5番、原田委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明を求めます。

【議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました番号1、新屋の件につきまして、地元の原田委員から御意見を申し上げます。

原田委員：今回の申請地の東側の土地が受け人の土地であり、そちらは既に耕作され、管理されています。今回の申請につきましては、事務局から説明があったように、受け人の自己所有地の隣にあり、容易に管理ができるということで、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、許可することとします。

議 長：続きまして、番号2、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見ををお願いします。

野々山委員：譲り受け人と渡し人の母親につきましては兄妹でありまして、相続で母親が申請地を引き継いだものの、亡くなってしまい、今回の渡し人である娘さんの所有となりました。しかし、農業をしたことがなく、名古屋から遠いということで、実家に土地をお返しするというので、今回の申請に至ったものでございます。

土地につきましては、相続以前から受け人が栽培を続けているところでございますので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号2について、許可することとします。

《採決結果：議案第35号 全員賛成2件》

議 長：議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい。ただいま事務局から説明がありました番号1、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：図面のとおり、申請地は現在の住まいと一体となっており、周囲の道路等も整備されております。したがって、申請内容は特に問題ないと考えております。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第36号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、深谷良金委員、光岡委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができません。該当する番号7、番号8の事案については関係する委員が見えますので、関係する事案となりましたら退席していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

まず、先に番号1から番号6について審議をします。

それでは、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：申請地につきましては、現在、中古車の展示場になっているところでございます。平成十二、三年ごろにはもう展示場として使われていたと思われるところでございます。そのため、現在はもう舗装されてきれいな展示場として使われているところであり、始末書も出ているところでございますので、問題ないと思います。以上でございます。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありました。御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：番号1、2、3は全て是正の案件となっておりますが、関連性はあるのですか。

事務局：番号1、2、3につきましては、追認という形で今回の申請を事務局と調整させていただいた内容になります。まず、番号1と3については、同じ所有者であります。所有者から違う転用の相談がございまして、お持ちの所有地について順番に手続きを適正にやってくださいということで、指導させていただきました。それに応じていただいたことが今回の1番と3番でございます。

2番の申請につきましては、所有者への相続があり、所有者からも積極的な相談があったものです。今回1、2、3と並んでおりますが、関連性はありません。よろしくお願ひ致しします。

議長：はい、そのほかに御意見はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適切であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御

意見を申し上げます。

酒井委員：先ほど事務局から説明がありましたが、現在既に使用されています。そのため始末書提出していただいております、排水につきましても、現在適正に行っているため、問題はないと思います。以上です。

議長：はい。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは意見がないようでありますので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、福田の件につきまして、地元の酒井委員から意見を申し上げます。

酒井委員：自宅横の農地に子供の事業の資材置き場として、もう既に使っています。排水につきましては、自宅の排水を農水の排水路へつなげていますので、柵で集水後、自宅の排水と同じようにつなげますということをして伺っています。土地も狭いですし、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、御発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対して進達をすることとします。

議 長：続きまして、番号4、福田の件について、地元の酒井委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：今回の申請地の西側は、今までコンビニとして利用していましたが、今回、新たに飲食店を開店するという事で、コンビニだけの駐車場では狭いということになり、隣の農地を駐車場として使いたいということです。排水先は道路沿いですので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長：はい。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対して進達をすることとします。

議 長：続きまして、番号5、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：はい。この土地は9月の農振除外で既に議論された土地でございます。農振除外の事前確認の状況と変化はなく、この調査内容並びに審査基準ともに問題はないと考えております。以上です。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号5について採決をとります。

番号5について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対して進達をすることとします。

議 長：続きまして、番号6、打越の件につきまして、地元の近藤委員から意見をお願いします。

近藤(雅)委員：申請地の東側に田んぼが残ってしまい、死に地になってしまいます。また、この田んぼは低いところあり、水の行き場がなくなってしまうということで、渡し人に確認してみたところ、現況は全部田んぼということですが、登記上は市道ということでした。今回の申請は、農地法上問題はないと思いますが、この死に地になってしまう土地の処置の仕方が問題になると思います。以上です。

事務局：御意見いただいたことにつきましては、申請地と県立三好特別支援学校との間の土地のお話ということで把握しております。この土地は、三好特別支援学校がこちらにできた当初からみよし市で所有し、みよし市の管理という定義に入っているのですが、農地の状況が続いていたという状況にあります。今回、土地の所有者、隣接地の土地の所有者からもお話がありまして、市の所有地だということも認識しておりますので、こちらにつきましては、道路の担当課等と今後の維持管理につきましては調整を図っていくというところで、まだ結論は出ておりませんが、御理解よろしくをお願いします。

議 長：ほかに御意見ございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、他に意見がないようでありますので、番号6について採決をとります。

番号6について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい。全員賛成により、番号6について、適当であると意見と付し、県に対し進達することとします。

議 長：番号7については、議事参与の制限に該当しますので、該当委員は退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、番号7について、事務局から説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい。ただいま事務局から説明がありました番号7、東山の件につきまして、地元の高橋委員から御意見ををお願いします。

高橋委員：昨年、申請のあった件ですが、申請地までの道が未舗装であり、その状態で許可ができるかどうかの確認のため、一度取り下げられた案件でありまして、その後、調整を行い、現状のままでも許可を得る見込みということで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：他法令ではなく、その土地の条件の問題だけということですか。

事務局：現地は、道路が未舗装の状況であります。名義は市の名義です。その道路の取り扱いについて都市計画法の手続の中で愛知県西三河建設事務所建築課から指摘がありまして、建築基準法上の道路の扱いにできるかどうかという許可を要します。ということがありましたので、事前協議にさかのぼって手続をしていただきました。今回、建築基準法上の道路の取り扱いができる許可が得られるというところまで来ましたので、改めて申請をし直すということでございます。

未舗装だからどうかということではなく、建築基準法上の道路の扱いとして扱えるか扱えないかということですので、よろしくをお願いします。

加納委員：ということは市が道路として許可するのか、しないのかの話ということですか。

事務局：みよし市ではなくて、特定行政庁といいまして、建築基準法上の許可権限を持つ機関の扱いになりますので、事実上は愛知県になります。みよし市の場合ですと、岡崎市にあります西三河総合庁舎内にある愛

知県西三河建設事務所建築課が窓口になります。

鈴木委員：今の関連で、おそらく4号道路の話かと思うのですが、この道路幅というのは4メートルなくても問題ないのですか。また、浄化槽をつくられてそこに流されるということですが、御本人がお金を出して道路内に下水管を入れて、下水に放流するという話もあったのですか。

事務局：道路の扱いにつきましては、建築基準法上の道路は、一般的には1.8メートル以上あればというところですが、ただ、建物を建てる時には一般的には4メートル必要です。というところで、便宜的にみなし道路として扱われる規定がございます。一般的には中心線から2メートルセットバックという言葉がよくありますが、その中では建物を建てることはできません。という規定があります。今回の場合につきましては、4メートル敷地はございませんが、建築基準法上の許可として建物を建てていい道路かどうかの接道要件の許可を特定行政庁から得る見込みであるということで、申請に至ったという経過がございます。

また、2点目の浄化槽の件につきましては、下水道の担当課と協議した結果、構造的に困難であるというところで、今回はやむを得ず浄化槽を選択されたということで、確認しております。以上です。

議長：そのほかにございませつか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号7について採決をとります。

番号7について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい。賛成多数により、番号7について、適当であると意見と付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

議長：番号8につきましては、議事参与の制限に該当しますので、該当委員は退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、番号8について事務局から説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明がありました番号８、高嶺の件につきましては、事務局から意見を申し上げます。

事務局：地元委員にかわって説明させていただきます。こちらの案件につきましては、以前の平成２８年３月に農振除外で審議していただきまして、適当である旨を回答いただいた内容でございます。その際、農業を継続するために経営農地のほぼ中央に位置するところで農業用倉庫等を新たに設けて、営農に励んでいきたいという内容でございました。また、排水先につきましても下水道に接続され、雨水につきましては、南側の道路に側溝を新設されて、既設側溝に放流していくような計画をいただいております。関係機関との調整も既に済んでいることを確認をさせていただきます。以上でございます。

議長：はい。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見がないようでありますので、番号８について採決をとります。

番号８について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい。全員賛成により、番号８について、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第３７号 賛成８件》

議長：それでは、議案第３８号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事務局から説明を求めます。

【議案第３８号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明がありました番号１、明知下の件につ

きまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現在、この農地はぶどう畑となっております。農業経営を継続させるということは、農地の保全、推進につながるということでよろしいのではないかと思います。ただ、ハウス栽培をされているため、それを続けるということになると設備の交換も今後必要になってくると思われました。以上です。

議長：はい。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1について、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第38号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第39号につきましては、議事参与の制限に該当しますので、該当委員は退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：議案第39号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

【議案第39号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第39号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問に移ります。諮問第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

【諮問第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい。全員賛成により、番号1について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第6号 全員賛成1件》

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成29年12月分農地転用届出の受理状況について

議長：はい。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、以上で予定しました議事は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局：議長、ありがとうございました。

それでは、その他事項につきまして、事務局のほうから7点ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 1 2月の視察研修の御案内について
- 2 特定都市河川浸水被害対策法について
- 3 特定農業用管水路等特別対策事業について
- 4 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
- 5 イノシシの捕獲について
- 6 来年度の定例会議の日程案について
- 7 なのはな農園の農地について

事務局：少し長くなりましたが、今事務局から説明させていただきました件につきまして、何か御質問等あれば伺いたいと思います。

イノシシにつきましては、まだ今後も、捕獲に向けており罠を設置して、なるべく早く被害のないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、1月定例農業委員会を終了いたします。

一同御起立ください。

一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時30分)

